

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成21年3月17日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 株式会社ユニバース

イ 岩手中央農業協同組合

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバース中野店・岩手中央農業協同組合盛岡東出張所 盛岡市中野一丁目25番3ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 荷さばき施設の位置

イ 廃棄物等の保管施設の位置

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(4) 変更する年月日 平成21年3月3日及び同年11月3日

(5) 変更の理由 施設計画及び運用計画の変更のため

2 届出年月日 平成21年3月2日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所